

令和7年分法定調書の作成・提出の実務と 改正された令和8年1月以降の源泉徴収事務

税理士・社会保険労務士 安田 大

法定調書とは、一定の支払いを行った場合に、その作成や提出が法律上義務付けられている調書をいい、その支払金額がそれぞれ一定金額を超えるもの等については、翌年1月31日までに税務署に提出する必要があります。

令和7年分は「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の記載内容が改正されています。ここでは、これらの内容を含めた令和7年分法定調書の作成・提出の実務と改正された令和8年1月以降の源泉徴収事務について解説していきます。

I 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成・提出

① 源泉徴収票（給与支払報告書）の作成

年末調整の計算が終了したら、その年の1月から12月までの間に支払いの確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した給与所得の「源泉徴収票」と「給与支払報告書」を作成します。

所得税の源泉徴収票と住民税の給与支払報告書は、個人番号・法人番号等を除いて記載内容が同一です。源泉徴収票は、基本的には、源泉徴収簿の年末調整欄の数値（一部は、保険料控除申告書の数値等）を転記することによって作成することができます。

特定親族特別控除の創設に伴って、源泉徴収票の様式が改正されており、特定親族特別控除の適用がある場合には、①「控除対象

扶養親族等の数」欄中の「特親」欄－特定親族の数を記入、②「特定親族特別控除の額」欄－特定親族特別控除額（源泉徴収簿⑰－②欄）を記入、③「控除対象扶養親族等」欄－控除対象扶養親族および特定親族について氏名等を記入、④『摘要』欄－特定親族特別控除の適用がある場合には、特定親族に係る各人別の特定親族特別控除額および合計所得金額を記入することになります。

*令和7年11月30日までに作成する源泉徴収票は改正前の様式によることになっていますので、注意する必要があります。

② 源泉徴収票の記入方法

給与所得の源泉徴収票の記入方法は図表1の通りです（57ページ図表2は記載例。○囲みの数字は58ページ図表3の源泉徴収簿・年末調整欄の該当番号です）。

図表1 給与所得の源泉徴収票の記入方法

記入欄	記入すべき内容
① 支払を受ける者 －住所又は居所	令和8年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所または居所を記入します。
② 支払を受ける者 －役職名・氏名	氏名、フリガナを記入し、法人の役員である場合には社長、専務、取締役工場長等その役職名を、役員でない場合には経理課長、営業係等その職務の名称を併記します。

㉓種別	俸給、給料、歳費、賞与などのように給与等の種別を記入します。
㉔支払金額	令和7年中に支払いの確定した給与等（中途就職者について、前職分を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含む）の総額を記入します。源泉徴収票の作成日現在で未払いのものは、その未払額を上段に内書きします。
㉕給与所得控除後の金額（調整控除後）	給与所得控除後の給与等の金額（所得金額調整控除適用後）を記入します。
㉖所得控除の額の合計額	給与所得控除後の給与等の金額から控除した所得控除（13種類）の額の合計額を記入します。 * 特定親族特別控除額（㉗－2）がある場合には、集計漏れに注意してください。
㉘源泉徴収税額	年末調整をした給与等の場合には、年末調整をした後の源泉徴収税額（所得税額と復興特別所得税額との合計額）を記入します。年末調整をしない給与等の場合には、令和7年中に源泉徴収すべき税額の合計額を記入します。
㉙（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者控除を適用した場合には「有」欄に○を記入します。その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、「老人」欄にも○を記入します。
㉚配偶者（特別）控除の額	「配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入します。
㉛控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	特定扶養親族がいる場合、〔特定〕欄の左側に人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 老人扶養親族がいる場合には、左側の点線の右側に老人扶養親族の人数を、点線の左側には、そのうち同居老親等の人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 特定扶養親族または老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、〔その他〕欄の左側に人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 特定親族がいる場合には、〔特親〕欄の左側に人数を記入します（従たる給与等の支払者が控除した場合には、右側に人数を記入します）。 * 特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額123万円以下の者のうち控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。
㉜16歳未満扶養親族の数	16歳未満扶養親族の人数を記入します。
㉝障害者の数（本人を除く。）	障害者のうち特別障害者がいる場合には、〔特別〕欄の点線の右側に人数を、点線の左側には、そのうち同居特別障害者の人数を記入します。 特別障害者以外の障害者がある場合には、〔その他〕欄に人数を記入します。
㉞非居住者である親族の数	非居住者である親族（国外居住親族）の人数を記入します。
㉟特定親族特別控除の額	特定親族特別控除額を記入します。
㊱社会保険料等の金額	給与等から控除した社会保険料、小規模企業共済等掛金（中途就職者について、前職分を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料、小規模企業共済等掛金を含む）、申告分の社会保険料の額、申告分の小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入します。小規模企業共済等掛金がある場合には、上段にその額を内書きします。
㊲生命保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した生命保険料の控除額を記入します。
㊳地震保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した地震保険料の控除額を記入します。
㊴住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除額を記入します。ただし、算出年税額より住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合には、控除することができた額（算出年税額）を記入します。
㊵（摘要）	㊶同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者に該当する場合、「同一生計配偶者の氏名（同配）」を記入します。

⑤ (摘要)	②所得金額調整控除の適用要件について、i 本人が特別障害者の場合は、記入不要、ii 同一生計配偶者が特別障害者の場合、控除対象配偶者欄に記入がないときは、「同一生計配偶者の氏名 (同配)」を記入、iii 扶養親族が特別障害者・扶養親族が23歳未満扶養親族の場合、控除対象扶養親族等欄、16歳未満の扶養親族欄に記入がないときは、「扶養親族の氏名 (調整)」を記入します。 ③前職がある場合には、i 他の給与等の支払者が支払った給与等の金額、控除した社会保険料等の金額、控除した所得税等の金額、ii 他の支払者の住所・所在地、氏名・名称、iii 退職年月日を記入します。 ④特定親族特別控除の適用がある場合には、特定親族に係る各人別の特定親族特別控除額および合計所得金額を記入します。 ⑤ (給与支払報告書) 退職手当等の支払いを受ける一定の配偶者または扶養親族がいる場合、その氏名等を記入します。
㊦生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額など5種類の生命保険料の金額を記入します。
㊧住宅借入金等特別控除の額の内訳	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、住宅借入金等特別控除の適用数、居住開始年月日 (和暦)、住宅借入金等年末残高などを記入します。 住宅借入金等特別控除の「区分」欄には、①一般の住宅借入金等特別控除 (増改築等を含む) の場合は「住」、②認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合は「認」、③特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合は「増」などを記入し、また、住宅の新築等が、i 「特定取得」 (特別特定取得以外) に該当する場合には「(特)」、ii 「特別特定取得」に該当する (「特例取得」および「特別特例取得」を含む) 場合には「(特特)」、iii 「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記します。 住宅借入金等特別控除の適用を受け、算出年税額より住宅借入金等特別控除額のほうが多い場合には、住宅借入金等特別控除額を住宅借入金等特別控除可能額欄に記入します。
㊨配偶者の合計所得	配偶者控除または配偶者特別控除を適用した場合には、配偶者の合計所得金額を記入します。
㊩国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等 (国民年金保険料と国民年金基金の加入者掛金) の金額がある場合に記入します。
㊪旧長期損害保険料の金額	旧長期損害保険料の金額がある場合に記入します。
㊫基礎控除の額	基礎控除額を記入します。
㊬所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合に、所得金額調整控除額を記入します。
㊭(源泉・特別) 控除対象配偶者	配偶者控除または配偶者特別控除の適用がある場合、配偶者の氏名、フリガナを記入し、非居住者である場合には、「区分」欄に○を付けます。
㊮控除対象扶養親族等	控除対象扶養親族、特定親族の氏名、フリガナを記入します。控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「区分」欄に01 (30歳未満または70歳以上)、02 (留学生)、03 (障害者)、04 (38万円以上送金) のいずれかを記入し、特定親族が非居住者である場合には、「区分」欄に○を付けます。
㊯16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナを記入し、非居住者である場合には、「区分」欄に○を付けます。
㊰「未成年者」から「勤労学生」までの各欄	該当する事項がある場合に○を付けます。 *未成年者とは、令和7年分については、平成20年1月3日以後に生まれた人をいいます。
㊱中途就・退職	中途就職の場合は、就職欄に○、中途退職の場合は、退職欄に○を付け、年月日を記入します。
㊲受給者生年月日	元号・生年月日を記入します。

*受給者交付用には、個人番号・法人番号は記入しませんが、税務署提出用には、受給者、(源泉・特別) 控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号、支払者の個人番号・法人番号を記入します。給与支払報告書には、それに加えて、16歳未満の扶養親族の個人番号も記入します。

図表2 給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）の記入例

(受給者交付用)

図表3 源泉徴収簿（一部）

氏名		(フリガナ) ホウレイ タロウ 法令 太郎 (生年月日) 昭和44年 1 月 30 日		整理番号				
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円								
同さし	上の税額に徴収した月別区分	月別	還付又は徴収した税額 円	差引残高 円	月別			
還付した月別区分	月別	還付又は徴収した税額 円	差引残高 円	月別	還付又は徴収した税額 円			
扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無	区分	源泉控除対象配偶者	一般の扶養親族	特定扶養親族			
	申告月日	有・無	人	人	人			
	当	有・無	人	人	人			
	初	有・無	人	人	人			
	有・無	有・無	人	人	人			
控除額	1人当たり(万円)合計(万円)	38	63	58	48			
27	35	27	40	75	75			
配偶者の有無	有・無	人	人	人	人			
月日	人	人	人	人	人			
年	区	分	金	額	税			
給料・手当等	①	9,138,560 円	③	502,600 円				
賞与等	④	2,875,000	⑥	225,138				
計	⑦	12,013,560	⑧	727,738				
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	10,063,560	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用有の場合は⑩に記載)					
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%, マイナスの場合は0)	⑩	150,000						
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪	9,913,560	配偶者の合計所得金額 (800,000 円) 旧長期損害保険料支払額 (23,000 円) ⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円) ⑬のうち国民年金保険料等の金額 (205,720 円)					
社会保険料等 給与等からの控除分(②+⑤)	⑫	1,702,300						
申告による社会保険料の控除分	⑬	205,720	⑬のうち国民年金保険料等の金額					
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭							
生命保険料の控除額	⑮	107,250	⑬のうち国民年金保険料等の金額					
地震保険料の控除額	⑯	15,000						
配偶者(特別)控除額	⑰	130,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額					
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	1,960,000						
基礎控除額	⑲	580,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額					
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)※	⑳	4,910,270						
差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑	5,003,000	㉒	573,100				
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓	156,800	(100円未満切捨て)					
年調所得税額(㉒-㉓, マイナスの場合は0)	㉔	416,300						
年調年税額(㉔×102.1%)	㉕	425,000	(100円未満切捨て)					
差引(超過額)又は不足額(㉕-㉒)	㉖	302,738						
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗	302,738					
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘				302,738		
	差引還付する金額(㉖-㉗-㉘)	㉙						
不足額の精算	同上のうち	㉚	302,738					
	本年最後の給与から徴収する金額	㉛				302,738		
翌年において還付する金額	㉜	302,738						
本年最後の給与から徴収する金額	㉝				302,738			
翌年に繰り越して徴収する金額	㉞	302,738						

特定親族特別控除額(⑰-2)[210,000] 円

※ 特定親族特別控除額(⑰-2)がある場合には、その額を加算してください。

3 源泉徴収票の本人への交付

源泉徴収票を作成したら、令和8年1月31日まで(年の中途での退職者については、退職日から1カ月以内)に、「受給者交付用」を必ず本人に交付します。

給与所得の源泉徴収票は、書面による交付のほか、本人の承諾等一定の要件を満たせば、電磁的方法による提供(電子交付)をすることができます。ただし、本人から請求があるときは、書面により源泉徴収票を交付する必要があります。

4 源泉徴収票の税務署への提出

図表4の提出範囲に該当する人(令和7年中の支払額が一定金額を超える人)の源泉徴収票については、令和8年1月31日までに税務署に提出します。

5 給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、令和8年1月31日までに、その人の令和8年1月1日現在(令

和7年中に退職した人については、退職時)の住所地の市区町村へ、1人について1枚提出します。

給与支払報告書は、中途退職者も含めて原則として全員分を提出しますが、年の中途で退職した者について、給与等の支払金額が30万円以下の場合には、提出を省略することができます。

なお、給与支払報告書の提出の際には、市区町村ごとに、給与支払報告書総括表を添付します。

6 源泉徴収票・給与支払報告書の提出方法

法定調書の種類ごとに、基準年である前々年の提出すべき枚数が100枚以上である場合には、e-Tax(国税電子申告・納税システム)または光ディスク等による提出が義務付けられています。令和7年分(令和8年1月提出分)の給与所得の源泉徴収票については、令和5年分(令和6年1月提出分)の枚数により判定することになります。

*令和8年分(令和9年1月提出分)から、枚数基準は30枚以上に引き下げられます。

図表4 提出範囲

提出の範囲(提出の対象となる人)		金 額
年末調整をした人	①法人の役員(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等)および現に役員をしていなくても令和7年中に役員であった人	150万円超
	②弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士等 *弁護士等に給与等として支払っている場合。	250万円超
	③上記①②以外の人(一般の従業員)	500万円超
年末調整をしなかった人	④扶養控除等申告書を提出した人のうち、令和7年中に退職した者、災害により被害を受けたため源泉所得税額の徴収の猶予または還付を受けた人	250万円超 (法人の役員の場合には50万円超)
	⑤扶養控除等申告書を提出した人のうち、給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全 員
	⑥扶養控除等申告書を提出しなかった人(乙欄、丙欄適用者等)	50万円超

※ 非居住者に給与等を支払った場合は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出する(支払金額が年間50万円以下の場合は提出不要)ことになります。

なお、給与所得の源泉徴収票を e-Tax または光ディスク等により提出しなければならない場合には、各市区町村への提出枚数にかかわらず、給与支払報告書についても、すべてeLTAX（地方税ポータルシステム）または光ディスク等による提出が義務付けられています。

Ⅱ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成・提出

① 源泉徴収票（特別徴収票）の作成

令和7年中に退職手当等を支払った場合、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）を作成します。退職手当等とは、退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金やいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含む）をいいます。

*死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」の対象（受給者ごとに支払額が100万円を超える場合、支払調書の提出が必要）となりますので、退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）を作成する必要はありません。

② 源泉徴収票（特別徴収票）の記入方法

記入方法は図表5の通りです（62ページ図表6は記載例）。

③ 源泉徴収票・特別徴収票の本人への交付

源泉徴収票を作成したら、退職日から1カ月以内に、「受給者交付用」を必ず本人に交付します。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は、書面による交付のほか、本人の承諾等一定の要件を満たせば、電磁的方

法による提供（電子交付）をすることができます。ただし、本人から請求があるときは、書面により源泉徴収票・特別徴収票を交付する必要があります。

④ 源泉徴収票の税務署への提出

法人（人格のない社団等を含む）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等については、退職所得の源泉徴収票を退職後1カ月以内に税務署に提出します。役員以外の人の源泉徴収票は、税務署に提出する必要はありません。

ただし、令和7年中に退職した受給者分を取りまとめて令和8年1月31日までに提出しても差し支えないこととされています。

*令和8年1月以降は、従業員を含めた居住者全員の源泉徴収票を税務署へ提出する必要があります。

*非居住者に退職手当等を支払った場合は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出する（支払金額が年間50万円以下の場合は提出不要）ことになります。

⑤ 特別徴収票の市区町村への提出

法人の役員に対して支払う退職手当等については、退職所得の特別徴収票を退職後1カ月以内に受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。役員以外の人の特別徴収票は、市区町村に提出する必要はありません。

*令和8年1月以降は、従業員を含めた居住者全員の特別徴収票を市区町村へ提出する必要があります。

図表5 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記入方法

記 入 欄	記 入 す べ き 内 容
① 支払を受ける者 ー住所又は居所	作成日現在の住所または居所を記入します。
② 支払を受ける者 ー令和7年1月1日の住所	令和7年1月1日現在の住所を記入します。
③ 支払を受ける者ー氏名	氏名と退職時の役職名を記入します。
④ 区分【上段】	「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合に使用します。
⑤ 区分【中段】	「退職所得の受給に関する申告書」に、令和7年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合に使用します。
⑥ 区分【下段】	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合（支払額の20.42%を源泉徴収した場合）に使用します。
⑦ 支払金額	令和7年中に支払いの確定した退職手当等の金額を記入します。なお、源泉徴収票作成日現在で未払いのものがあるときは、その金額を内書きします。
⑧ 源泉徴収税額	令和7年中に源泉徴収すべき所得税および復興特別所得税の合計額を記入します。
⑨ 特別徴収税額	令和7年中に特別徴収すべき地方税（市町村民税・道府県民税）の税額を記入します。
⑩ 退職所得控除額	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算にあたり控除した金額を記入します。
⑪ 勤続年数	退職手当等に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数（1年未満の端数切上げ）を記入します。
⑫ 就職年月日	就職した年月日を記入します。
⑬ 退職年月日	退職した年月日を記入します。
⑭ (摘要)	① 短期退職手当等または特定役員退職手当等の金額が含まれる場合には、短期退職手当等または特定役員退職手当等の金額、短期勤続年数およびその計算の基礎または特定役員等勤続年数およびその計算の基礎を記入します。 ② 一般退職手当等、短期退職手当等、特定役員退職手当等のいずれか2以上が支給され、かつ、それぞれの勤務期間に重複する期間がある場合は、その重複勤続年数または全重複勤続年数も記入します。 ③ 「退職所得の受給に関する申告書」に令和7年中に支払いを受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払者の氏名または名称ならびにその支払いを受けた他の退職手当等に係る支払金額、勤続年数、源泉徴収税額、特別徴収税額を記入します。 ④ 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた場合には、「障」を記入します。 * 記入例は、特定役員退職手当等の金額が含まれる場合（上記①）の記入例で、特定役員退職手当等の金額、特定役員等勤続年数、計算の基礎が記入されています。

* なお、受給者交付用には、個人番号・法人番号は記入しませんが、税務署提出用、市区町村提出用には、支払を受ける者、支払者の個人番号・法人番号を記入します。

* 令和8年1月1日以降、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の様式が改正され、番号欄が新設されます。なお、令和8年1月1日より前であっても、改正後の様式を使用しても差し支えないとされています。

図表6 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記入例

令和 7 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所 A 東京都目黒区鷹番〇-〇-〇								
	令和 7 年 1 月 1 日の住所 B 同 上								
	氏 名 C (役職名) 専務取締役 日本 太郎								
区 分	支 払 金 額 G		源 泉 徴 収 税 額 H		特 別 徴 収 税 額 I				
所得税法第 201 条第1項第1号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第1号及び 第 328 条の6第1項第1号適用分 D	26,000,000		2,070,588		648,000		432,000		
所得税法第 201 条第1項第2号並びに 地方税法第 50 条の6第1項第2号及び 第 328 条の6第1項第2号適用分 E									
所得税法第 201 条第3項並びに地方 税法第 50 条の6第2項及び第 328 条 の6第2項適用分 F									
退 職 所 得 控 除 額	勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日				
J 1,080 万円	K 24 年		L 平成14 年 4 月 1 日		M 令和 7 年 6 月 25 日				
(摘要) N 特定 支払金額8,000,000円 勤続年数 4 年 (令4.6.22 ~ 令7.6.25)									
(受給者交付用)	支払者								
	住所(居所)又は所在地 東京都新宿区左門町〇-〇-〇								
	氏 名 又 は 名 称 あすか株式会社 (電話) 03-5369-XXXX								

Ⅲ 法定調書合計表の提出等

① 法定調書合計表の提出

法定調書を税務署に提出する場合には、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を併せて提出します。

法定調書合計表には、「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票」以外に、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産等の譲受の対価の支払調書」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」を合わせた6種類の法定調書の内訳等を記入します。

② 法定調書に誤りがあった場合

提出した法定調書に誤りがあった場合には、①すでに提出した誤りのある源泉徴収票と同じ内容のものを作成(コピー)し、その右上部の余白に「無効」と赤書きし、②誤りがあった(無効とする)源泉徴収票の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「4」(無効)を記入、③正しい内容の源泉徴収票を作成し、その右上部余白に「訂正分」と赤書きし、④正しい内容の源泉徴収票の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「3」(訂正)を記入し、①～④を提出します。

IV

改正された令和8年1月以降の源泉徴収事務

1

改正内容

令和8年1月以降の給与、賞与に係る源泉徴収については、①源泉徴収税額表〔月額表・日額表〕、②賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、③扶養控除等（異動）申告書、④扶養親族等の数、の改正が適用されます。

源泉控除対象親族（令和7年までは、控除対象扶養親族でした）の氏名等を記入します。

源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族と同一生計の年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額100万円以下の人のうち控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。

* 年齢19歳以上23歳未満は、令和8年分については、平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた人です。

2

扶養控除等（異動）申告書（図表7）

扶養控除等（異動）申告書のB欄には、

3

扶養親族等の数

扶養親族等の数については、次の通り計

図表7 扶養控除等（異動）申告書の記入例

—全員同居—

本人：給与所得のみ・給与収入900万円

配偶者：給与所得のみ・給与収入160万円

長男（一郎）：給与所得のみ・給与収入165万円、次男（二郎）：無収入・特別障害者

令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 四谷 武蔵野 市区町村長	給与の支払者の名称（氏名） あすか株式会社	（フリガナ） あなたの氏名 日本 太郎	あなたの生年月日 昭和44年 1月 30日	世帯主の氏名 日本 太郎
給与の支払者の法人（個人）番号 武蔵野 市区町村長	あなたの個人番号 東京都新宿区左門町〇-〇	あなたの住所又は居所 東京都武蔵野市吉祥寺東町〇-〇-〇	あなたの配偶者の有無 配偶者 〇 無	あなたとの続柄 本人

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の場合は、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	令和8年中の所得の見積額	非居住者である親族（注1）	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者	日本 ハナコ	51・4・22	妻	昭和51・4・22	950,000円	生計を一にする事実	同上	
B 源泉控除対象親族（16歳以上）（平23.1.1以降生）	日本 一郎	16・9・2	子	昭和16・9・2	1,000,000円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 障害者 38万円以上の支払	同上	
	日本 二郎	19・1・23	子	昭和19・1・23	0円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学者 障害者 38万円以上の支払	同上	
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	本人	障害者又は勤労学生の内容（この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載」についてのご注意の9をお読みください。）	二男 身体障害者手帳2級				
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの続柄	住所又は居所

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	令和8年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族（平23.1.2以後生）							
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族							

扶

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除等の控除を受けるための申告書として提出してください。裏面の「1 申告」についてのご注意等を記載のしかたはこちら



算します。

なお、源泉控除対象配偶者、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、扶養親族の所得要件については、令和7年度改正による改正後の金額になります。

- ① 源泉控除対象配偶者および源泉控除対象親族の人数の合計（図表8）
- ② 本人が、障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当するときは、該当する控除ごとにプラス1人
- ③ 同一生計配偶者または扶養親族に障害者に該当する人がいるときは、1人ごとにプラス1人
- ④ その障害者が同居特別障害者に該当す

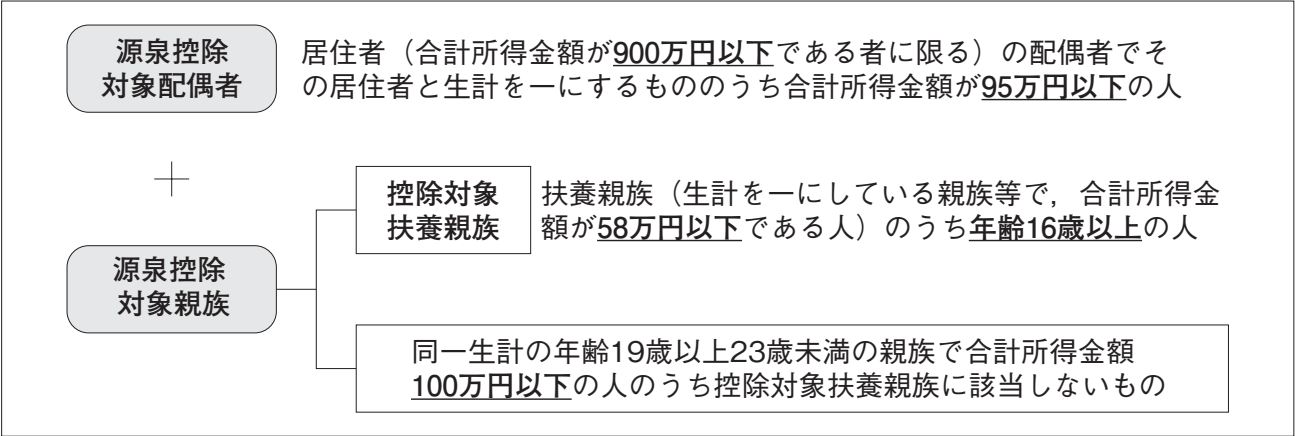
るときは、1人ごとにさらにプラス1人

*特定親族のうち、合計所得金額100万円超123万円以下の人については、給与計算時には考慮しないで、年末調整で特定親族特別控除を適用することになります。

【記入例の場合の扶養親族等の数】

- ① 3人－源泉控除対象配偶者（妻）と源泉控除対象親族2人（一郎・二郎）
- ② 0人－該当なし
- ③ 1人－扶養親族（二郎）が障害者
- ④ 1人－扶養親族（二郎）が同居特別障害者
- 合計 5人

図表8 扶養親族等の数



【執筆者略歴】 安田 大（やすだ だい）
東京都出身、慶應義塾大学経済学部卒業。1993年、税理士・社会保険労務士登録し、独立開業。現在、あすか会計事務所代表。有限会社シアトリカル代表取締役、元青山学院大学大学院非常勤講師。事務所経営の傍ら、書籍・雑誌の執筆や実務セミナー講師、社会福祉法人や公益財団法人等の監事を務める。著書に『Q & A 人事・労務専門家のための税務知識』（中央経済社）、『入門の入門 図解でわかる減価償却のしくみ』、『小さな会社の総務・経理の仕事ができる本』、『人気講師が教える税理士最短最速合格法』、『税金のキモが2時間でわかる本』（日本実業出版社）、『これだけでOK 速攻！年末調整』『給与計算のしくみと流れがわかる本』、『給与計算セミナー実況中継』（日本法令）などがある。

著者 あすか会計事務所事務所
税理士・社会保険労務士 安田 大
ビジネスガイド 2025年12月号より